

札幌地区ジュニアバスケットボール連盟規約

第1章 名称

- 第1条 本連盟は、「札幌地区ジュニアバスケットボール連盟」と称する。
第2条 本連盟の事務局を事務局長の職場内に置く。

第2章 組織

- 第3条 本連盟は、北海道ジュニアバスケットボール連盟、札幌地区バスケットボール協会を通して加盟登録した中学生チームをもって組織する。

第3章 目的

- 第4条 本連盟は、札幌市におけるジュニアバスケットボール競技の普及発展、並びに技術の向上を図るとともに、中学生の心身の健全なる発達と社会性の育成を図ることを目的とする。
第5条 本連盟は、札幌地区バスケットボール協会および各地区ジュニアバスケットボール連盟と密接なる連携を保ち、札幌地区のバスケットボールの伸展に寄与する。

第4章 事業

- 第6条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1 競技会の開催
2 講習会並びに研修会の開催
3 その他、目的達成のため必要と認める事業

第5章 役員

- 第7条 本連盟は、次の役員を置く。
会長 1名
副会長 若干名
理事長 1名
副理事長 若干名
事務局長 1名
登録 1名
会計 1名
監事 2名
評議委員 5名
- 第8条 本連盟には、次の専門委員会を置く。また、各委員会にはそれぞれ委員長と副委員長を置き、委員長・副委員長は理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。
競技委員会
審判委員会
強化委員会
広報委員会
- 第9条 本連盟は、名誉会長、顧問および参与、委員をおくことができる。
第10条 会長・副会長は、理事会の推薦によって決定する。
会長は、本連盟を代表する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 第11条 理事長・副理事長は、理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。
理事長は、本連盟のすべての業務を統括する。
副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行する。
理事長・副理事長は、事務局長を兼ねることができる。
- 第12条 会計は、本連盟の会計一般の事務を行う。
第13条 監事は、理事会において選出し、本連盟の会計を監査する。
第14条 評議委員は、理事会において選出し、本連盟を含む札幌地区バスケットボール協会の事業・会計を評議委員会において監査する。
- 第15条 名誉会長、顧問および参与は、理事会において選出し、会長の諮問に応じる。
第16条 役員任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。
役員に欠員を生じたときは、速やかにその補充をする。補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会議

第17条 本連盟の会議は次の通りとする。

総
理
事
会

中
体
連
専
門
委
員
会

専
門
委
員
会
(
競
技
、
審
判
、
強
化
、
広
報
)

第18条 総会は、役員及び委員で構成し毎年1回会長が招集する。

第19条 総会は、構成員の2分の1以上の出席によって成立する。欠席の場合、委任状の提出により定数成立とみなす。決議は基本的に多数決によるものとする。賛否同数または拮抗する場合は、会長の決定による。

第20条 総会・理事会は、次の事項を決定または承認する。

- 1 予算並びに決算
- 2 役員の選出並びに推薦
- 3 年間事業計画
- 4 規約の改正
- 5 その他の重要事項

第21条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

第22条 理事会は、常任理事2分の1以上の出席をもって成立するものとする。

委任状による場合およびその議決は、第19条と同様とする。

第23条 専門委員会は、本連盟の目的遂行のため、必要に応じ、その専門業務について検討・遂行する。この場合は、後日理事会に報告して、その承認を得る。

第7章 登録

第24条 本連盟に加盟する市内中学校は事業年度の5月末日までに、日本協会ホームページにおいて、チーム登録・選手登録しなければならない。

第25条 本連盟に加盟していないチームおよび選手は、本連盟の主催する競技会及び事業に参加することはできない。本連盟への二重登録は認めない。

第8章 賞罰

第26条 本連盟の規約、細則・附則および通達した事項に反する行為のあった加盟チームについては、理事会の議決を経て処分することができる。

第9章 会計

第27条 本連盟の経費は、本連盟チーム登録料・道ジュニア連盟負担金・競技大会参加料およびその他の収入をもって充てる。

第28条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第10章 その他

第29条 本連盟の規約の施行にあたっての細則は、総会・理事会の決議を経て、別に定める。

第30条 総会・理事会の開催の遅れによって、役員の改選ができない場合は、新役員が決定するまで、現役員の責任において業務を執行する。

(附則)

本規約は、平成27年8月24日より施行

第1次改訂

第2次改訂

第3次改訂